

亀山市歴史博物館処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第19号

亀山市歴史博物館処務規則の一部を改正する規則

亀山市歴史博物館処務規則（平成22年亀山市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
[条を削る。]  (職制) <u>第2条</u> [略]  (職務) <u>第3条</u> 館長は、 <u>市民文化部長</u> の指揮監督を受け、おおむね次の職務を行う。 〔(1) 略〕 (2) <u>市民文化部長</u> に対し、分掌事務に関する報告又は意見を具申すること。 〔(3) 略〕 〔2及び3 略〕	<u>(事務の執行)</u> <u>第2条</u> <u>亀山市歴史博物館に関する事務</u> は、文化スポーツ課において執行する。  (職制) <u>第3条</u> [略]  (職務) <u>第4条</u> 館長は、 <u>課長</u> の指揮監督を受け、おおむね次の職務を行う。 〔(1) 略〕 (2) <u>課長</u> に対し、分掌事務に関する報告又は意見を具申すること。 〔(3) 略〕 〔2及び3 略〕

<p>(分掌事務)</p> <p><u>第4条</u> [略]</p> <p>(事務の専決)</p> <p><u>第5条</u> [略]</p> <p>(その他)</p> <p><u>第6条</u> [略]</p>	<p>(分掌事務)</p> <p><u>第5条</u> [略]</p> <p>(事務の専決)</p> <p><u>第6条</u> [略]</p> <p>(その他)</p> <p><u>第7条</u> [略]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。